配当公告

東京都港区赤坂三丁目九番一号
破産者　グローバルアイズ株式会社
右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一八九八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、七七九、〇一八、九四三円
内優先債権　金五九三、九〇〇円
一、配当することのできる金額
金二〇、三〇〇、五三一円
内優先債権　金五九三、九〇〇円
平成二十三年七月二十七日
東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一〇階クレオール日比谷法律事務所
破産管財人　新保　義隆

配当公告

東京都中央区新川二丁目一九番六号
破産者　Ｒｅａｌ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一八九八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、九三五、四三七、九六八円
一、配当することのできる金額
金二一、四四六、三四三円
平成二十三年七月二十七日
東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一〇階クレオール日比谷法律事務所
破産管財人　新保　義隆

配当公告

大阪府大阪市中央区安土町二丁目二番一五号
破産者　アイ・ベスト株式会社
右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一八九八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二、五〇三、二〇六、八二四円
一、配当することのできる金額
金二七、七三七、九一三円
平成二十三年七月二十七日
東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一〇階クレオール日比谷法律事務所
破産管財人　新保　義隆

配当公告

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
破産者　株式会社ホテル1―2―3
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第三二六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、三一七、六七二、九五九円
一、配当することのできる金額
金四、七七八、七七三円
平成二十三年七月二十七日
大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　石井　教文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市住吉町二丁目一一番地、最後の住所群馬県前橋市上大島町一六六番地の五
被相続人　亡　新保　貞子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
事務所群馬県前橋市大手町一丁目一一番五号石田弘義法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石田　弘義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市中央林間六丁目五番、最後の住所神奈川県大和市中央林間六丁目五番四―五〇二号
被相続人　亡　小川　邦夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル七階　丸山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂一丁目八番地、最後の住所千葉県松戸市六高台二丁目一四番地
被相続人　亡　荒川　徳彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階東葛総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字伊田五〇〇〇番地、最後の住所福岡県田川市大字糒二三〇一番地四七
被相続人　亡　永井　治芳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
東京都大田区大森北一丁目九番三号シルク大森ビル四階弁護士法人長島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長島　充明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市北松山町一丁目一一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木村　誠志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル一一〇四号
相続財産管理人　弁護士　小野田知栄子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市古市四丁目三四〇番地、最後の住所大阪府羽曳野市古市四丁目五番五号
被相続人　亡　米倉　敏樹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区天神ノ森一丁目三一番地、最後の住所大阪市西成区長橋一丁目九番一の六〇七号
被相続人　亡　吉村　初子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階　小松法律特許事務所
相続財産管理人弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市上大市五丁目三番、最後の住所大阪府守口市藤田町二丁目一〇番四号
被相続人　亡　大濱　賢次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年七月二十七日
大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階　小松法律特許事務所
相続財産管理人弁護士　井口喜久治

第21期決算公告

平成23年6月24日　神奈川県横須賀市夏島町1番地
株式会社日産アーク
NISSAN ARC
代表取締役社長　浅見　孝雄

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,458	流動負債	393
固定資産	367	固定負債	80
繰延資産	32	退職給付引当金	58
		役員退職慰労引当金	22
		長期未払金	0
		株主資本	1,384
		資本金	400
		利益剰余金	984
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	952
		（うち当期純利益）	(114)
資産合計	1,857	負債・純資産合計	1,857